

健康福祉局

指導監査課・福祉部

指 導 監 査	159
地 域 福 祉	161
地 域 医 療	167
障 害 福 祉	173
精 神 保 健 福 祉	182
障 害 福 祉 相 談	185
障 害 者 更 生 相 談	186
陽 光 園	187
生 活 保 護	189

指 導 監 査

1 社会福祉法人設立認可等

社会福祉法人設立認可の申請を受理し、本市の社会福祉法人設立認可審査基準等に基づき審査を行い、行政処分である認可の決定を行う。その他、定款変更認可、合併認可及び解散認可等に関する事務を行うもの。

なお、社会福祉法人の設立認可及び社会福祉施設の整備は、国庫補助金等の助成金を財源とする事業であるため、広く市関係部局による視点から、社会福祉法人の設立認可及び社会福祉施設の整備等の妥当性を判断するために相模原市社会福祉法人・社会福祉施設整備等審査会を設けている。

2 社会福祉法人等指導監査

(1) 指導監査の目的

本市所管の社会福祉法人及び社会福祉施設等の運営の適正を確保することを通じて、社会福祉施設等の利用者の福祉の維持及び向上を主な目的とし、施設管理、利用者への処遇内容及び会計処理等について定期的な立入調査等を行い、適正に運営されているかを確認し、必要な助言や指導等を行うもの

(2) 指導監査対象施設等

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区 分		対象件数	実施件数
社会福祉法人		58	41
老人福祉施設	養護老人ホーム	1	0
	特別養護老人ホーム	38	23
	軽費老人ホーム	9	5
	小 計	48	28
児童福祉施設	児童養護施設	1	1
	障害児入所施設	2	2
	母子生活支援施設	1	1
	公立保育所	25	25
	私立保育所	62	62
	小 計	91	91
障害者支援施設	障害者支援施設	6	4
	小 計	6	4
合 計		203	164

(3) 指導監査の方法及び実績

(平成 25 年度)

区 分		指導監査の内容等	実施件数
監 査 一 般 指 導	定期指導監査	所管する法人等を対象に、原則として毎年実地で行う。	164
	臨時指導監査	福祉サービスの利用者への権利侵害など、重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に実地で行う。	1
特別指導監査		一般指導監査の結果及びその他の状況から、特に重点的な指導が必要と認められた場合に行う。	0
		合 計	165

3 認可外保育施設指導監督

(1) 指導監督の目的

児童福祉法に基づき、認可外保育施設の運営状況について毎年立入調査等を行い、利用者に保育サービスが適正に提供されているかを確認し、必要な助言や指導等を行うもの

(2) 指導監督対象施設

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区 分		施設の内容	対象件数	実施件数
事業所内保育施設	院内保育施設	医療関係事業所の労働者等の乳幼児を保育する施設	17	17
	その他	院内保育施設以外の事業所内保育施設	9	9
	小 計		26	26
他の認可外保育施設	ベビーホテル	午後 8 時を超えたり、宿泊を伴う保育を行う施設	17	17
	その他	ベビーホテル以外の認可外保育施設	45	44
	小 計		62	61
合 計			88	87

(3) 指導監督の方法及び実績

(平成 25 年度)

区 分		指導監督の内容等	実施件数
導 一 監 般 督 指	定期立入調査	すべての施設を対象に、原則として毎年実地で行う。	87
	臨時立入調査	重点的かつ緊急的な指導が必要と認められた場合に、臨時的に実地で行う。	0
特別指導監督		一般指導監督の結果及びその他の状況から、特に重点的な指導が必要と認められた場合に行う。	0
合 計			87

4 有料老人ホームの实地検査

(1) 实地検査の目的

老人福祉法に基づき、有料老人ホームの施設管理及び利用者の処遇等について立入調査を行い、適正に運営されているかを確認し、必要な助言や指導等を行うもの

(2) 实地検査対象施設

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区 分	対象件数	実施件数
有料老人ホーム	48	8

5 介護保険サービス事業者の監査

介護保険法に基づき、指定基準違反等が疑われる場合に指定基準の遵守状況等について立入調査等を行い、介護サービスが適正に提供されているかを監査するもの (平成 25 年度実施指定事業所数 0 事業所)

6 障害福祉サービス事業者等の監査

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定基準違反等が疑われる場合に指定基準の遵守状況等について立入調査等を行い、障害福祉サービス等が適正に提供されているかを監査するもの (平成 25 年度実施指定事業所数 0 事業所)

7 障害児通所支援事業者等の監査

児童福祉法に基づき、指定基準違反等が疑われる場合に指定基準の遵守状況等について立入調査等を行い、障害児通所支援が適正に行われているかを監査するもの (平成 25 年度実施指定事業所数 0 事業所)

地 域 福 祉

1 地域福祉計画の推進

(1) 地域福祉計画の経緯

平成 12 年に改正された「社会福祉法」に「市町村地域福祉計画」の策定が明文化され、本市においても支えあいの地域づくりを推進するため、平成 17 年 3 月に「相模原市地域福祉計画」を策定した。平成 21 年度で 5 年間の計画期間が終了することから、平成 22 年 3 月に平成 22 年度から 26 年度までの「第 2 期相模原市地域福祉計画」を策定した。

(2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画である。

- ア 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- イ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ウ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【第 2 期相模原市地域福祉計画の概要】

○基本理念

わたしたちで支えあう 福祉のまちをめざして

○基本目標

- 1 わたしたちの福祉への理解と意識の向上をめざします
- 2 わたしたちの参加と連携により福祉コミュニティづくりを進めます
- 3 わたしたちが選びやすく利用しやすい福祉サービスを充実します
- 4 わたしたちのネットワークで福祉の力を伸ばします
- 5 わたしたちが参加しやすい環境づくりに取り組みます

○行動目標

- 1 人権尊重のまちづくりを推進します
- 2 福祉の学習環境・啓発事業を充実します
- 3 地域の福祉活動の担い手を確保・育成します
- 4 福祉活動への支援を充実します
- 5 支えあいの地域づくりを推進します
- 6 福祉サービスの情報提供を充実します
- 7 福祉サービスの質と量を確保します
- 8 福祉の相談と支援の体制を充実します
- 9 福祉サービス相互や他分野との連携を促進します
- 10 援護を必要とする人たちへの支援を充実します
- 11 高齢者や障害者などの社会参加を促進します
- 12 バリアフリーを推進します
- 13 市民参加の機会を充実します

○わたしたちの重点的な取り組み

- 1 福祉コミュニティ形成事業の推進
- 2 地域福祉コーディネート機能の充実

- 3 総合的な福祉情報の提供
- 4 災害時要援護者の支援体制の整備

2 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、援助を必要とする方々などが地域社会のなかで自立した日常生活を営むことができるよう、助言相談等の支援活動を行っている。

各地区委員定数 [合計 915 名]

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

協 議 会	委 員 定 数 (名)			協 議 会	委 員 定 数 (名)		
	地域担当	主任児童委員	計		地域担当	主任児童委員	計
小 山	24	2	26	田 名	28	2	30
清 新	30	2	32	上 溝	32	2	34
横 山	16	2	18	麻 溝	16	2	18
中 央	45	3	48	新 磯	13	2	15
星 が 丘	23	2	25	相 模 台	55	3	58
光 が 丘	36	2	38	相 武 台	27	2	29
橋 本	77	3	80	東 林	55	3	58
大 野 北	59	3	62	城 山	41	3	44
大 野 中	66	3	69	津 久 井	52	3	55
大 野 南	80	3	83	相 模 湖	27	2	29
大 沢	32	2	34	藤 野	28	2	30
				合 計	862	53	915

3 要援護世帯の援助

低所得者緊急援護貸付資金交付金

低所得者で他からの借入が困難であり、民生委員の援助のもと特に緊急に援護の必要を認めた者に貸付限度額 15 万円、貸付期間 32 か月以内、据置期間 2 か月以内、無利子で資金を貸し付けている。平成 25 年度の貸付件数は 41 件、貸付金額は合計 1,962 千円であった。(交付先：市社会福祉協議会)

4 戦争犠牲者等の援護等

(1) 相模原市慰霊塔

昭和 18 年に、地元並びに近郷住民協力のうちに、軍により「相模忠霊塔」が建立された。その後、終戦を迎えたが、忠霊塔の護持活動は間断なく続けられ、昭和 24 年 5 月、国から土地、施設の一切が当時の相模原町に譲渡された。そして昭和 27 年 7 月に条例をもって「相模原町慰霊塔」として設置した。それからは毎年秋に相模原市が合同慰霊祭を執り行い、市民あげて尊崇の誠を捧げ平和への願いを新たにしている。

- ・所在地：南区東大沼 1 丁目 17 番地 1 号
- ・面積：慰霊塔境内敷地 16,297 m² 慰霊塔参道敷地 8,259 m²(延長 383.1m、幅員 18m)
- ・合祀柱数：2,179 柱(H26.3.31 現在)

(2) 戦没者合同慰霊祭

平成 25 年度は納骨の儀を 10 月 12 日、合同慰霊祭を 10 月 18 日に開催し、293 人の参列があった。

(3) 原爆被災者への慰問金の支給

被爆者健康手帳の交付を受けている者に対して、夏期及び年末の慰問金を支給している。平成 25 年度は夏期 306 件、年末 303 件、合計 3,954 千円を支給した。

(4) 中国残留邦人等に対する支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援を行った。

- ア 市内在住の中国残留邦人とその配偶者（34 世帯・58 人）に対して、生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援の給付金を支給（支給額合計 86,829,618 円）。
- イ 医療機関受診時等の自立支援通訳者の派遣（派遣回数 124 回）。
- ウ 看護師及び支援・相談員による巡回健康相談を実施（訪問世帯 25 世帯）。
- エ 日本語学習教室等への参加に伴う交通費・教材費を支給（支給額 1,582,905 円）。

5 災害時要援護者支援

台風や地震等の大規模災害時に、周囲の支援が無いと迅速な避難行動をとることが困難である高齢者や障害者等（災害時要援護者）に対する支援が課題となっており、地域において災害時要援護者に対する適切な支援が行うことができる体制づくりを進めている。

(1) 災害時要援護者避難支援ガイドライン

地域の支援組織（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など）が、各地域において地域の実情に応じた避難支援の仕組みを構築する際の参考としていただくため、平成 24 年 9 月に「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定した。

(2) 災害時要援護者避難支援事業

市が保有するひとり暮らし高齢者や障害のある方などの所在情報を、本人の同意を得た上で、地域の支援組織に提供することにより、支援組織がこの情報をもとに近隣にお住まいの方を避難支援者として選任するなど、地域ぐるみで災害時要援護者をサポートする「災害時要援護者避難支援事業」を推進している。

- ・協定締結済みの支援組織数 平成 25 年度末 12 団体

6 災害援護

(1) 小災害見舞金

「災害救助法」及び「相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用を受けない火災・風水害等の災害により被災した市民に対し見舞金を贈るもの。

見舞金の額

区 分	見 舞 金	
住家の全焼、全壊、流出	1人世帯	2万円
	2人以上の世帯	5万円
住家の半焼、半壊	1人世帯	1万円
	2人以上の世帯	2万円
住家の床上浸水	1人世帯	5千円
	2人以上の世帯	2万円
災害による人的被害(被災者1人につき)	死亡	10万円
	重傷	3万円

見舞金支給状況

(単位：件)

年 度	火 災				風 水 害					合計
	全焼	半焼	死亡	重傷	全壊	半壊	床上浸水	死亡	重傷	
H23	6	6	5	3	1	0	0	0	0	21
H24	5	1	4	11	1	0	0	0	0	22
H25	8	3	2	8	1	0	0	0	0	22

(2) 風水害罹災者住宅改良資金利子補給

風水害により損傷を受けた自己住宅を改良するため、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受けた者に利子の一部を補給するもの。平成 25 年度は利子補給の対象者なし。

(3) 大規模災害見舞金

大規模災害により被災した市町村に対し、見舞金を贈呈し、相模原市民の哀痛の意を表すとともに、被災者を激励するもの。平成 25 年度は実績なし。

(4) 災害弔慰金・災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する条例を昭和 49 年 10 月 9 日に制定。

ア 災害弔慰金

住家が 5 世帯以上滅失する等の自然災害で市民が死亡した場合、その遺族に対し災害弔慰金を支給するもの。生計維持者 500 万円、その他の者 250 万円。

平成 25 年度 1 名 2,500 千円 (平成 25 年台風第 26 号による災害)

イ 災害障害見舞金

自然災害により障害を受けた者に対して、障害見舞金を支給するもの。生計維持者 250 万円、その他の者 125 万円。

平成 25 年度実績なし。

ウ 災害援護資金貸付け

自然災害により被害を受けた世帯に対し、350 万円を限度に、被害状況に応じて貸し付けるもの。

平成 25 年度実績なし。

(5) 災害緊急特別融資

災害救助法の適用を受けない風水害で住宅に全壊、流出、半壊、床上浸水の被害を受けた市民に対して、被害復旧に必要な資金を融資するもの。

・融資金額：1 世帯 300 万円以内 ・融資利率：年利 3% ・平成 25 年度融資件数：なし

7 社会福祉基金

概要

市民から寄せられた寄附金及び市費により基金を設置し、社会福祉の増進を図るための事業を行う。

(1) 条 例 名 相模原市社会福祉基金条例

(2) 基金の額 1,185,324,510 円(平成 26 年 4 月 1 日現在)

(3) 運用方法 基金からの収益等を、参加と連携による福祉コミュニティの形成事業、地域住民の福祉活動を促進する事業、ノーマライゼーションを推進する事業等、社会福祉の増進を図る事業等に活用している。

8 福祉月間の実施

社会福祉の推進には、施策の充実はもとより、市民一人ひとりの理解と協力が必要なことから、昭和 57 年度に、毎年 9 月 15 日から 10 月 15 日までの 1 か月間を「みんなで広げる福祉の輪」をテーマとした福祉月間と定め、市民が福祉についてともに考え、見て聞いて知り、そして参加する期間として種々の福祉推進運動を展開し、より一層の社会福祉思想の普及を図っている。

平成 25 年度福祉月間の主な事業実績(期間外の事業も含む)

事業名	月 日	内 容	参加者(人)
福祉ポスター・標語・作文の募集	4/15～ 5/31	小中学生を対象として、福祉に関するポスター、標語及び作文を募集 応募数：ポスター 1,141、標語 428、作文 240	1,809
みんなの福祉ポスター・標語展	9/22～ 10/15	小中学生を対象として募集した福祉ポスター・標語の入選作品の展示(3会場)	—
第 31 回市民福祉の集い	表彰式 9/22 講演会 9/29	表彰式(社会福祉功労者、福祉ポスター・標語・作文入選者)及び福祉のまちづくり講演会を実施	603

9 福祉機器展示事業

高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、できるだけ自立して社会参加していくとともに、介護を行う者の負担軽減を図るために、福祉用具の使用体験を通じ適切な情報提供、相談等を実施している。

- ・年間来場者数 3,629人 ・来室件数 2,454件 ・展示品目 348点(平成26年3月末現在)
- ・施設 総合保健医療センターA館2階

福祉機器展示室 104.7㎡ 福祉機器展示コーナー 63.1㎡ (委託先：市社会福祉協議会)

10 あじさい会館

(1) 概要

市制25周年事業の一つとして建設、心のかよい合う温かい福祉の輪を広げるため、福祉への市民参加の場、社会福祉団体及びボランティア活動の場並びに高齢者、障害者、母子・父子家庭等のためのサービスの場として利用され、多目的な福祉活動の拠点となっている。また、平成17年度には、あじさい会館の分室として、南保健福祉センター内にあじさい会館南分室を設置、平成19年3月の城山町との合併に際しては、城山保健福祉センターの一部をあじさい会館城山分室と位置づけた。更に、平成24年度末に完成した緑区合同庁舎に新たにあじさい会館緑分室を設置した。

(2) 施設の概要・利用状況等

○ あじさい会館

ア 施設の概要

- ・所在地：中央区富士見6丁目1番20号
- ・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階、塔屋1階
- ・規模：建築面積1,418.30㎡、延床面積7,071.53㎡
- ・施設

1階	ホール、福祉ショップ、管理事務室、救護室
2階	市社会福祉協議会(総務課・福祉推進課)、共同募金会相模原市支会事務局、あんしんセンター、ファミリーサポートセンター、ふれあいサービスセンター
3階	研修室、講習室、談話室、大和室、第1和室、第2和室、第3和室、点字製作室、保育室
4階	中央ボランティアセンター、録音室、対面朗読室、ミキシングプリント室、高齢政策課、介護保険課、福祉団体室
5階	中央第1・第2生活支援課(相模原中央福祉事務所)、ボランティア活動室、職員休憩室
6階	第1・第2展示室、福祉研修室
地階	中央監視室、機械室

- ・開館日：昭和56年4月10日

イ 主な施設

(ア) ホール

音楽・演劇・舞踏・演芸・大会・総会・映画等、多目的に使用できるよう諸設備が完備されている。

客席358席(797㎡、固定246席、可動112席)

(イ) 和室・展示室等

大和室(194㎡、定員120人)、第1和室(71㎡、定員55人)、第2和室(41㎡、定員20人)、第3和室(41㎡、定員20人)、第1展示室(178㎡、机席96人又はいす席140人)、第2展示室(116㎡、机席60人又はいす席84人)、講習室(72㎡、定員36人)、研修室(67㎡、定員36人)

ウ 施設利用状況(平成25年度)

室名	件数	延利用回数	利用実人数
ホール	395	580	82,951
展示室	1,092	1,464	40,242
和室等	2,273	3,086	57,581

○ あじさい会館南分室

ア 施設の概要

- ・所在地：南区相模大野6丁目22番1号（南保健福祉センター内）
- ・開館日：平成17年4月1日

イ 主な施設

高齢者交流室(79㎡、定員48人)、情報交換ルーム(45㎡、定員30人)、ボランティア活動室(37㎡、定員20人)

ウ 施設利用状況(平成25年度)

室名	件数	延利用回数	利用実人数
高齢者交流室	606	621	10,158
情報交換ルーム	365	409	6,452
ボランティア活動室	487	487	4,322

○ あじさい会館城山分室

ア 施設の概要

- ・所在地：緑区久保沢2丁目26番1号（城山保健福祉センター内）
- ・開館日：平成3年9月7日

イ 主な施設

和室(116.19㎡)、運動室(154.84㎡)、第1会議室(77.38㎡、定員36人)、第2会議室(60.06㎡、定員16人)

ウ 施設利用状況(平成25年度)

室名	件数	延利用回数	利用実人数
和室	567	567	6,831
運動室	896	896	8,979
第1会議室	486	486	6,115
第2会議室	380	380	3,030

○ あじさい会館緑分室

ア 施設の概要

- ・所在地：緑区西橋本5丁目3番21号（緑区合同庁舎内）
- ・開館日：平成25年3月18日

イ 主な施設

高齢者交流室(58.04㎡、定員39人)、情報交換ルーム(49.35㎡、定員24人)、ボランティア活動室(39.52㎡、定員18人)

ウ 施設利用状況(平成25年度)

室名	件数	延利用回数	利用実人数
高齢者交流室	262	291	4,402
情報交換ルーム	28	34	406
ボランティア活動室	151	162	1,308

1 1 人権

(1) 相模原市人権施策推進指針

人権施策に関する基本理念と主要な人権分野における施策の方向性を体系的に示すものとして平成14年3月に策定。本指針に基づき、総合的な人権施策の推進に取り組んでいる。

(2) さがみはら人権施策推進協議会

相模原市人権施策推進指針における施策の推進を図るための協議会組織。学識経験者、関係団体から推薦される者、公募市民ら13名以内で構成。平成14年8月設置。

(3) 相模原市人権施策推進会議

市内における人権施策の連絡調整及び人権施策の充実に向けての研究・協議を行うため、福祉部長以下人権関係各課の課長など24名で構成。平成14年7月設置。

(4) 人権啓発推進員

人権啓発活動の推進の核となる職員を養成し、各職場での人権啓発に努めている。64名で構成。平成2年6月設置。

(5) 人権啓発活動

市のイベントなどにおいて人権メッセージ展の開催、人権啓発物品等の配布、人権啓発講演会開催等。

地 域 医 療

1 急病診療事業

(1) 医療機関案内(相模原救急医療情報センター)

相模原メディカルセンター内に設置された相模原救急医療情報センター(電話042-756-9000 相模原市医師会が受託運営)では、急病患者に対して診療可能な医療機関を案内すると共に消防救急隊との連絡調整を行っている。開設時間は、平日は午後5時から、土曜日は午後1時から、休日は午前9時からそれぞれ翌日の午前9時までとなっている。また、お盆期間の案内業務も実施している。

平成25年度相模原救急医療情報センター案内件数

(単位：日、件)

区 分		日数	案内件数	
			総数	1日平均
土曜日	午後1時～午後5時	49	3,235	66.02
休 日	午前9時～午後5時	72	23,368	324.56
お盆	午前9時～午後5時	7	733	104.71
毎夜間	午後5時～翌朝9時	365	53,509	146.60
合計			80,845	221.49

※ お盆期間の土曜日は午前9時～午後1時 ※ 1月4日は休日扱い。

(2) 休日急病診療

昭和48年7月から相模原メディカルセンターで、平成元年12月から相模原南メディカルセンターで、また、平成25年4月から相模原北メディカルセンターで休日の急病診療を行っている。診療は午前9時から午後5時までの間で、入院、手術までに至らない急病患者を対象としている。診療科目は、内科、小児科、外科を主としていたが、昭和59年4月から眼科、平成2年4月から広域当番制による耳鼻咽喉科の急病診療を実施し、小児科については、平成13年6月から小児急病診療として実施している。なお、入院、手術の必要な急病患者や特殊診療科目の急病患者については、相模原救急医療情報センターの紹介により二次救急医療機関等で急病診療を実施している。

平成 25 年度メディカルセンターにおける診療状況(休日)

(単位：人)

診療日数	相模原 メディカルセンター			相模原南 メディカルセンター			相模原北 メディカルセンター			合 計
	内科系	外 科 その他	計	内科系	外 科 その他	計	内科系	外 科 その他	計	
72 日	3,445	1,921	5,366	2,982	4,423	7,405	1,419	-	1,419	14,190
1 日平均	47.85	26.68	74.53	41.42	61.43	102.85	19.71	-	19.71	197.08

※患者数は、小児急病診療事業及び産婦人科急病診療事業による受診患者数を含まない。※1月4日は休日扱い。

平成 25 年度二次救急医療機関等における診療状況(休日等)

(単位：人)

診療日数	受診患者数			入院患者数	
	二次	コール	計	二次	
土 曜	49 日	218	97	315	55
	1 日平均	4.45	1.98	6.43	1.12
休 日	72 日	829	230	1,059	219
	1 日平均	11.51	3.19	14.71	3.04

※「入院患者数」は「受診患者数」の内数。

※患者数は小児急病診療事業及び産婦人科急病診療事業による患者数を含まない。

※二次(二次救急医療機関)：入院施設のある医療機関を輪番制で1日1か所確保している。

※コール：初期、二次救急医療機関での対応が困難な場合や眼科、耳鼻科等の特殊診療科目の急病患者に応じる医療機関

※1月4日は休日扱い。

(3) 夜間急病診療

昭和 51 年 9 月から毎夜間における急病診療を相模原市医師会に委託し、平成 21 年度から相模原市医師会及び相模原市病院協会に委託し実施している。

診療時間は、平成 3 年 4 月より時間延長が図られ、午後 7 時(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は午後 5 時)から翌日午前 9 時まで(ただし、メディカルセンターは午後 8 時から午後 11 時まで)。

初期救急医療機関として相模原メディカルセンター、相模原南メディカルセンター及び相模原北メディカルセンターにおいて急病診療を実施すると共に、入院、手術の必要な急病患者を受け入れる二次救急医療機関を確保し、平成 11 年 4 月からは、外科系救急患者に対する医療機関も確保している。

また、特殊な診療科目の患者に応じるコール医療機関を設けている。

平成 25 年度メディカルセンターにおける診療状況(夜間)

(単位：人)

区分		相模原 メディカルセンター	相模原南 メディカルセンター	相模原北 メディカルセンター
診療日数		365 日	365 日	121 日
受診者数		8,944 (24.50)	5,080 (13.92)	868 (7.17)
内訳	内科系	6,288 (17.23)	3,526 (9.66)	868 (7.17)
	外 科 その他	2,656 (7.28)	1,554 (4.26)	—

※患者数は、小児急病診療事業による受診患者数を含まない。()内は1日平均

平成 25 年度二次救急医療機関等における診療状況(夜間)

(単位：人)

診療日数	受診患者数			入院患者数
	二次	コール	計	二次
365 日	8,643	1,176	9,819	1,159
1 日平均	23.68	3.22	26.90	3.18

※「入院患者数」は「受診患者数」の内数。患者数は小児急病診療事業による患者数を含まない。

平成 25 年度外科系二次救急医療機関における診療状況

診療日数	受診者数
365 日	6,771 人 (1 日平均 18.55 人)

※診療日数には、休日・土曜日を含む。

※診療時間は午後 5 時から翌朝 9 時まで。ただし、土曜日は午後 1 時から、休日は午前 9 時から。

(4) 小児急病診療事業

平成 13 年 6 月から休日・毎夜間における小児急病診療を相模原市医師会に委託し、平成 21 年度から相模原市医師会及び相模原市病院協会に委託し実施している。

入院手術までに至らない小児急病患者については、相模原メディカルセンターにおいて小児科医による診療を実施している。診療時間は、毎夜間が午後 8 時(土曜日、休日は午後 5 時)から翌日午前 6 時まで、休日が午前 9 時から午後 5 時まで。

入院、手術の必要な小児急病患者については、小児科二次救急医療機関に小児科医を確保し対応している。診療時間は、毎夜間が午後 7 時(土曜日、休日は午後 5 時)から翌日午前 9 時まで、土曜日が午後 1 時から午後 5 時まで、休日が午前 9 時から午後 5 時まで。

なお、初期の診療については、平成 13 年 11 月より休日の午前 9 時から午後 5 時に限り相模原南メディカルセンターにおいても実施している。

平成 25 年度メディカルセンターにおける診療状況

(単位：人)

	休 日		夜 間		深 夜	
	日数	受診患者数	日数	受診患者数	日数	受診患者数
相模原メディカルセンター	72 日	4,938	365 日	8,418	365 日	5,025
	1 日平均	68.58	1 日平均	23.06	1 日平均	13.77
相模原南メディカルセンター	72 日	2,735	※「深夜」は午後 11 時から翌日午前 6 時まで。			
	1 日平均	37.99				

※相模原北メディカルセンターでは、実施していない。※1月4日は休日扱い。

平成 25 年度小児科二次救急医療機関における診療状況

(単位：人)

	診療日数	受診患者数	入院患者数	診療日数	受診患者数	入院患者数
	土曜	49 日	147		36	夜間
1 日平均		3	0.73	1 日平均	4.12	
休日	72 日	224	67	※「入院患者数」は「受診患者数」の内数。		
	1 日平均	3.11	0.93	※1月4日は休日扱い。		

(5) 産婦人科急病診療事業

平成 21 年 4 月から休日の昼間における産婦人科急病診療を相模原市医師会及び相模原市病院協会に委託し、実施している。

入院手術までに至らない産婦人科急病患者については、相模原南メディカルセンターにおいて産婦人科医による診療を実施している。診療時間は、午前 9 時から午後 5 時まで。

入院、手術の必要な産婦人科急病患者については、産婦人科二次救急医療機関に産婦人科医を確保し対応している。診療時間は、午前 9 時から午後 5 時まで。

平成 25 年度メディカルセンターにおける診療状況

診療日数	受診者数
72 日	189 人 (1 日平均 2.63 人)

平成 25 年度産婦人科二次救急医療機関における診療状況

診療日数	受診者数	入院患者数
72 日	34 人 (1 日平均 0.47 人)	10 人 (1 日平均 0.14 人)

※「入院患者数」は「受診患者数」の内数。※1月4日は休日扱い。

(6) 津久井地域夜間急病診療所運営事業(夜間在宅)

平日・土曜日の夜間の城山地区・津久井地区・相模湖地区・藤野地区における初期救急医療機関の確保を図るため、昭和 56 年 4 月 1 日から津久井郡広域行政組合が津久井郡医師会に委託して実施していた事業を、

合併に伴い相模原市が引き継ぎ、津久井郡医師会に委託し事業を実施、平成 21 年度から医師会の統合に伴い相模原市医師会に委託し実施している。診療時間は午後 7 時から午後 10 時まで。

平成 25 年度津久井地域夜間急病診療所運営事業(夜間在宅)における診療状況 (単位：人)

診療日数	内科	小児科	外科	その他	合計
293 日	285	299	24	16	624
一日平均	0.97	1.02	0.08	0.05	2.13

(7) 津久井地域休日急病診療事業

休日の城山地区・津久井地区・相模湖地区・藤野地区における初期救急医療機関の確保を図るため、昭和 57 年 4 月 1 日から相模原西メディカルセンター急病診療所(平成 18 年 3 月 20 日より津久井郡急病診療所を名称変更)で津久井郡医師会と津久井郡広域行政組合とで実施していた事業を、合併に伴い相模原市が引き継ぎ補助を実施している。また、急病診療所の維持管理を行う。平成 21 年度から医師会の統合に伴い実施主体が相模原市医師会となった。診療時間は午前 8 時 45 分から正午まで、午後 0 時 45 分から午後 4 時まで、午後 7 時から午後 10 時まで。

平成 25 年度相模原西メディカルセンターにおける診療状況(休日) (単位：人)

診療日数		内科	小児科	外科	その他	合計
72 日	昼間	448	440	0	0	888
	夜間	145	197	0	0	342
一日平均	昼間	6.22	6.11	0	0	12.33
	夜間	2.01	2.74	0	0	4.75

※1月4日は休日扱い。

(8) 休日夜間急患調剤薬局事業

急病診療事業における休日及び夜間の調剤業務を相模原メディカル調剤薬局、相模原南メディカル調剤薬局及び相模原北メディカル調剤薬局で行っている。診療時間は休日が午前 9 時から午後 5 時まで、夜間が午後 8 時から午後 11 時まで (休日夜間は午後 5 時から 11 時まで)。

平成 25 年度調剤状況

	休日			夜間		
	診療日数	処方せん枚数	調剤数	診療日数	処方せん枚数	調剤数
相模原メディカル調剤薬局	72 日	9,055	15,444	365 日	13,697	22,933
相模原南メディカル調剤薬局		8,689	15,711		4,317	6,949
相模原北メディカル調剤薬局		1,280	2,318	121 日	794	1,564
合計		19,024	33,473		18,808	31,446

※1月4日は休日扱い。

2 休日急患歯科診療

休日急患歯科診療所は、昭和 48 年 7 月から相模原メディカルセンター内において医科と共に開始されたが、昭和 60 年 9 月にけやき会館内に移転し、その後、平成 12 年 4 月に相模原市総合保健医療センターが開設されたことに伴い、同施設内で診療を行っている。診療は、歯科医師会の会員が当番制で受け持ち、日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月4日まで)の午前9時から午後5時までとなっている。

平成 25 年度診療状況 (単位：日、人)

診療日数	患者数	1 日平均患者数
72	806	11.19

3 障害者歯科診療

障害者歯科診療は、昭和 60 年 10 月から相模原口腔保健センター内において開始された。その後、平成 12 年 4 月に相模原市総合保健医療センターが開設されたことに伴い同施設内で診療を行っている。診療は、歯科医師会の会員が当番制で受け持ち、診療は原則として週 2 回(火・木曜日)午後 1 時から午後 5 時までとなっている。なお、受付は原則として電話による予約制(月～金曜日)である。

平成 25 年度診療状況 (単位：日、人)

診療日数	受診患者数			1 日当たり平均患者数
	初診	再診	合計	
99	1,205	1,159	2,364	23.88

4 メディカルセンター

相模原メディカルセンター、相模原南メディカルセンター、相模原西メディカルセンター及び相模原北メディカルセンターにおいて、急病診療事業等を実施している (運営主体：相模原市医師会)。

概要

名称	相模原メディカルセンター	相模原南メディカルセンター
所在地	中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら内	南区相模大野 4-4-1 グリーンホール相模大野内
延床面積	724.95 m ²	2,835.86 m ²
施設内容	1 階：診察室、処置室、医局等 2 階：検診室、読影判定室等	1 階：診療室、処置室、MRI 室、各種レントゲン室等 2 階：読影判定室等、地域医療調査検討室、大会議室 小会議室、事務室等
名称	相模原西メディカルセンター	相模原北メディカルセンター
所在地	緑区中野 1681-1	緑区西橋本 5-3-21
延床面積	544.38 m ²	805.6 m ²
施設内容	1 階：診察室、回復室、事務室等 2 階：大会議室、小会議室等	1 階：診察室、処置室、レントゲン室等 2 階：小会議室、事務室等

5 相模原口腔保健センター

相模原口腔保健センターは、平成 12 年 4 月に、相模原市総合保健医療センターの開設に伴い同施設内に移転した。同センターでは、休日急患歯科診療事業や障害者歯科診療事業などを行っている (運営主体：相模原市歯科医師会)。

・所在地：中央区富士見 6 丁目 1 番 1 号 ウェルネスさがみはら内 電話 042(756)1501

6 市立診療所

政令指定都市移行に伴い、平成 22 年 4 月に神奈川県から事務移譲し、相模原市立診療所として開設した。
指定管理者：日本赤十字社

概要

名称	青野原診療所	千木良診療所	藤野診療所
所在地	緑区青野原 2015-2	緑区千木良 852-8	緑区小淵 1656-1
診療科目	内科、外科、小児科		
診療時間	月～土曜日：午前 9 時～正午 月～木曜日：午後 3 時 30 分～午後 5 時		
休診日	日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)		

平成 25 年度診療状況

(単位：日、人)

診療日数	受診患者数			
	青野原診療所	千木良診療所	藤野診療所	合計
294 日 (往診 195 日)	6,737 (171)	4,417 (150)	9,461 (470)	20,615 (791)
一日平均	22.91 (0.9)	15.02 (0.8)	32.18 (2.4)	70.12 (4.1)

※ () は「往診患者数」。

7 総合診療医の確保

(1) 地域医療医師修学資金の貸付け

将来の地域医療を担う総合診療医の育成及び確保を図るため、平成 25 年度から、北里大学医学部の学生を対象に修学資金の貸付けを行っている。

平成 25 年度の貸付人数：3 年生 3 名

(2) 寄附講座の開設

総合診療医の育成に関する教育プログラムの開発研究等を行うため、北里大学医学部に寄附講座「地域総合医療学」を開設している。

設置期間：平成 26 年 2 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

8 医療費の助成

(1) 重度障害者医療費の助成

重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成している。受給者は、次のいずれかに該当する人で、医療保険の自己負担分なしで医療機関に受診できる(ただし、入院時食事代等を除く)。

ア 身体障害者手帳 1、2 級の取得者

イ 知能指数 35 以下の人

ウ 3 級の身体障害者でかつ知能指数 50 以下の人

エ 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級の取得者(平成 16 年 10 月 1 日から対象)

平成 25 年度重度障害者医療費助成状況 (対象者数は平成 25 年度年間月平均人数)

対象者	対象者数(人)	助成件数	助成額(円)	1 人当たり助成額(円)
身体・知的障害者	10,407	295,092	1,695,773,794	162,945
精神障害者	3,045	91,145	487,890,241	160,227
合計	13,452	386,237	2,183,664,035	162,330

(2) ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成している。受給者は、主に次のいずれかに該当する人で、医療保険の自己負担分なしで医療機関に受診できる(ただし、入院時食事代等を除く、所得制限有り)。

ア ひとり親家庭の父又は母と児童

イ 父または母に重度の障害がある家庭の父又は母と児童

ウ 養育者家庭(祖父母と孫等)の養育者と児童

平成 25 年度ひとり親家庭等医療費助成状況 (対象者数は平成 25 年度年間月平均人数)

対象者数(人)	助成件数	助成額(円)	1 人当たり助成額(円)
12,130	150,946	395,184,824	32,579

(3) 小児医療費の助成

乳幼児等(0～9 歳(小学校 3 年生まで))及び小児(9 歳(小学校 4 年生)～15 歳(中学校卒業まで))の健康の

保持及び生活の安定を図るため、平成20年4月1日から乳幼児等の範囲を未就学児から小3に拡大のうえ、医療費を助成している。受給者は原則、所得制限内の0～15歳の人で、次のとおり医療保険の自己負担分なして医療機関に受診できる(ただし、入院時食事代等を除く)。

対象者の年齢	助成の対象(自己負担分なし)	所得制限
乳児(0歳児)	入院・通院(医療証発行有り)	なし
幼児等(1～9歳(小3))	入院・通院(医療証発行有り)	有り
小児(9(小4)～15歳)	入院(医療証発行なし)	有り

平成25年度小児医療費助成状況 (対象者数は平成25年度年間月平均人数)

助成対象	対象者数(人)	助成件数	助成額(円)	1人当たり助成額(円)
乳幼児(0～9歳(小3))	48,809	925,893	1,709,333,928	35,021
小児入院	—	164	7,678,755	46,822円/件
合計	48,809	926,057	1,717,012,683	35,178

9 後期高齢者医療による医療給付

平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度が施行され、神奈川県後期高齢者医療広域連合が医療給付を行っている。

給付(負担金)支出状況 (被保険者数は各年度9月末現在人数)

年度	被保険者数	広域連合への市定率負担金決算額
H23	54,282人	3,060,960,922円
H24	57,592人	3,310,353,738円
H25	61,186人	3,688,950,000円

障 害 福 祉

1 障害者福祉計画の推進

(1) 障害者福祉計画の策定・推進

障害のある人がすべての人権及び基本的自由を差別なく享受することを保障し、障害のある人の「完全参加と平等」が実現された、誰もが安心して快適に生活できる地域社会の実現を目指し、福祉、保健・医療、教育、労働、まちづくりなどの諸施策の連携を図り、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市総合計画を踏まえ、障害者基本法に基づき策定した「ノーマライゼーション推進・さがみはらプラン 第2期相模原市障害者福祉計画」の推進に努めている。

(2) 障害者施策推進協議会

障害者基本法に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての調査審議等を行う。

平成25年度実績 開催回数4回

2 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

障害別障害者数

(各年4月1日現在 単位:人)

年	視 覚	聴 覚	音声・言語	肢 体	内 部	計
H24	1,261(13)	1,457(60)	205(5)	10,114(281)	5,414(72)	18,451(431)
H25	1,253(11)	1,469(62)	197(4)	10,143(277)	5,581(78)	18,643(432)
H26	1,259(13)	1,530(60)	185(2)	10,481(273)	5,890(81)	19,345(429)

等級別障害者数

(各年4月1日現在 単位：人)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H24	6,685(226)	3,087(60)	2,539(72)	4,101(38)	1,025(10)	1,014(25)	18,451(431)
H25	6,762(224)	3,066(59)	2,530(79)	4,249(37)	1,024(11)	1,012(22)	18,643(432)
H26	7,040(222)	3,109(58)	2,657(75)	4,464(39)	1,014(11)	1,061(24)	19,345(429)

(2) 知的障害者の状況

(各年4月1日現在 単位：人)

年	最重度	重度	中度	軽度	計
H24	924(261)	951(242)	1,063(272)	1,269(530)	4,207(1,305)
H25	943(263)	956(237)	1,066(252)	1,389(600)	4,354(1,352)
H26	953(252)	983(234)	1,106(264)	1,544(674)	4,586(1,424)

※ 手帳の交付を受けていない者（判定のみの者）も含む。

※ 身体障害者、知的障害者の()内は、うち数で児の数（18歳未満）

(3) 精神障害者の状況

(各年4月1日現在 単位：人)

年	1級	2級	3級	計
H24	687	2,737	1,337	4,761
H25	747	2,970	1,548	5,265
H26	773	3,272	1,751	5,796

3 相模原あんしんセンターの運営

日常生活において、財産の保全又は管理が困難な高齢者及び障害者等の権利を擁護し、在宅生活の安定を図るため、日常生活自立支援事業及び成年後見制度に基づく、法人後見事業を実施している。

4 要援護世帯の援助（支援金の支給）

在宅重度障害者（精神障害者は除く）に対して、夏期（5,000円）及び年末（8,000円）の支援金を支給している。平成25年度 夏期分 10,311件 年末分 10,447件 交付額 135,131千円

5 自立支援給付対象事業

(1) 障害児者介護給付費等

ア 居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むのに支障がある障害児者に対し身体介護や家事援助・通院介助等を行うホームヘルパーを派遣する。平成25年度実績 利用時間 延363,394.75時間 交付額 1,415,611千円

イ 短期入所

介助者が疾病等の理由により家庭での介護が一時的に困難となった障害児者が、施設等を短期間利用する。平成25年度実績 利用日数 延19,810日 交付額 183,459千円

ウ 日中活動系サービス

障害者施設等を活用して障害児者が必要とする各種サービスを提供する。

平成25年度実績 利用日数 延482,075日 交付額 5,441,630千円

エ 施設支援サービス

障害者が施設に入通所することにより、日常生活の動作訓練、職業訓練、治療及び独立自立のための訓練を受ける。平成25年度実績 利用日数 延147,466日 交付額 752,755千円

オ 共同生活介護・共同生活援助事業

障害者の自立を目指し、共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活の援助をする。

平成25年度実績 利用人数 延5,787人 交付額 1,000,508千円

(2) 補装具の交付・修理

身体障害児者の身体の欠損や機能の障害を補うための車いす、義足等の補装具を交付及び修理する。

平成 25 年度実績 障害児 732 件 66,122 千円 障害者 1,401 件 86,859 千円

(3) 自立支援医療（更生医療）

18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている人に、生活上の便宜を増すため、障害を軽くしたり機能を回復したりすることができるような医療（心臓手術・人工腎臓透析療法など）にかかる費用の一部を給付する。

平成 25 年度実績 給付人数 360 人 給付額 781,451 千円

(4) 障害者サービス利用計画作成

障害者等が障害福祉サービス等を利用する場合に、サービス利用等の相談支援を行った指定特定相談支援事業者に対し、計画相談支援給付費を支給する。また、地域移行又は地域定着の相談支援を行った指定一般相談支援事業者に対し、地域相談支援給付費を支給する。

平成 25 年度実績 利用者数 計画相談支援給付費 延 1,110 人 地域相談支援給付費 延 75 人

(5) 障害程度区分判定等審査会

障害者総合支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定等を行う。

平成 25 年度実績 開催回数 48 回 障害程度区分の審査判定件数 937 件
訓練等給付支給決定案の個別審査件数 32 件

6 地域生活支援事業

(1) ガイドヘルプサービス

誘導、介助等を行うことにより外出等（買物、余暇活動等）が可能となる障害児者に対し、ガイドヘルパーを派遣する。平成 25 年度実績 利用時間 延 126,319.5 時間 交付額 366,461 千円

(2) 身体障害者福祉車両等運行事業

ア 身体障害者福祉車両あじさい号の運行

歩行が困難で車いす等を使用している身体障害者の通院、買物など、日常生活の利便を図るため、リフト付車両を運行している。平成 25 年度の利用状況 利用人員 延 4,428 人

イ 津久井地域移送サービス

津久井地域内の在宅の身体障害者等を対象に、通院等の利便を図るため、福祉車両等による移送支援サービスを提供している。平成 25 年度の利用状況 利用人員 延 2,814 人

(3) 日常生活用具の給付

重度障害児者等の日常生活を容易にするため、特殊寝台、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、吸引器などの給付及び福祉電話を貸与する。

平成 25 年度実績 3,353 件 148,302 千円

(4) 訓練器具等購入費の助成

身体障害児、知的障害児に対し、在宅生活上必要な訓練器具、介助用具及び生活補助器具などを購入する場合、費用の一部を助成する。平成 25 年度実績 31 件 830 千円

(5) 障害者入浴サービス

在宅で入浴困難な障害児者に対し、入浴サービスを実施する。平成 25 年度実績 利用件数 延 2,036 回

(6) 手話通訳者・要約筆記者の設置派遣

市役所の窓口、病院等での聴覚障害者の通訳及び市等が開催する会議、行事等に手話通訳者及び要約筆記者を設置又は派遣する。また、市登録手話通訳者等の健康維持を図るため、健康診査受診費用を助成する。

平成 25 年度実績 設置派遣回数 1,936 回 助成件数 5 件 交付額 41 千円

(7) 全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な全身性障害者等が医療機関に入院した場合に、日常の支援に携わっている居宅介護事業所や居住系サービス事業所の職員をコミュニケーション支援員として派遣し、医師や看護師との意思疎通を図り、円滑な診療行為が行えるよう支援する。平成25年度実績 派遣日数 197日

(8) 自動車運転免許・改造費助成

身体障害者が、自動車運転免許を取得するための技能教習費の一部を助成する。また、身体障害者が就労などのために自分で所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する経費の一部を助成する。平成25年度実績 技能教習費 助成件数 4件 助成額 383千円
自動車改造 助成件数 25件 助成額 2,288千円

(9) 更生訓練等経費の支給

ア 更生訓練費の支給

本市から介護給付費等の支給決定を受けた者で自立訓練又は就労移行支援の事業を利用している者等のうち、生活保護世帯の利用者に対し訓練に要した費用の一部を支給する。

平成25年度実績 利用日数 延1,616日 支給額 343千円

イ 就職支度金の支給

就労移行支援事業等の利用者が更生訓練を終了し、就職又は自営により自立する場合に、就職支度金を支給する。

平成25年度実績 支給件数 11件 支給額 396千円

(10) 精神障害者地域活動支援センター事業等

精神障害者地域活動支援センター事業等の実施

精神障害者の日常生活の支援、相談を行い、社会復帰と自立、社会参加を促進する。

平成25年10月 橋本障害者地域活動支援センター開設

平成25年度実績 運営経費 64,429千円

(11) 障害福祉相談事業

ア 障害福祉相談員

障害者の更生援護の相談に応じ、必要な助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力など、障害のある者の福祉の増進を目的として、委嘱している。

平成25年度実績 相談員数 38人(身体障害者 21人、知的障害者 11人、精神障害者 6人)

イ 障害者自立支援協議会

地域において障害者の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステム作りの中核的役割を果たす定期的な協議の場として設置している。平成25年度実績 開催回数 3回

ウ 成年後見制度利用支援事業

知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づいて、後見、保佐及び補助開始等の審判の請求等を市長が行う。平成25年度実績 申立件数 4人

エ 基幹相談支援センター事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの運営を委託して行う。

平成25年度 相談件数 3,387件 委託先数 1箇所 委託料 30,474千円

(12) 日中一時支援事業

障害者又は障害児を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行う。平成25年度実績 利用人数 延16,270人

(13) 障害者生活サポート事業

障害者総合支援法に規定する障害程度区分認定審査の結果、非該当となった者で、虚弱、傷病等により在宅で日常生活を送る上で支障がある者に対し、ホームヘルパーを派遣し日常生活の自立を図る。

平成 25 年度において実績無し。

(14) 障害者地域活動支援センター事業・機能強化事業

障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供及び地域との交流の促進等の支援を行っている地域活動支援センターの事業費に対し、補助を行っている。

平成 25 年度実績 対象支援センター数 10 事業所 交付額 118,111 千円

うち機能強化事業 対象支援センター数 10 事業所 交付額 15,000 千円

7 障害者自立支援対策特別対策事業

障害者自立支援法施行特別対策事業

体育館バリアフリー緊急整備事業 公立体育館等において障害者スポーツに取組めるよう、障害者スポーツ特有の設備整備、備品等を購入する。平成 25 年度実績 対象施設数 1 施設 実績額 154 千円

8 障害児者援護等事業

(1) 住宅設備改善費助成

重度の障害がある人の日常生活を容易にするため、既存住宅の浴室、便所、玄関、台所などを障害者が利用しやすいように改善する費用の一部を助成する。平成 25 年度実績 助成件数 71 件 助成額 33,408 千円

(2) 自動車燃料費助成

在宅の重度障害者等の積極的な社会参加及び生活圏拡大を進める一助として、自動車燃料給油券を交付する。平成 25 年度実績 交付人数 本人運転 2,203 人 家族運転 2,991 人 助成額 86,234 千円

(3) 福祉タクシー利用料助成

在宅の重度障害者等の積極的な社会参加及び生活圏拡大を進める一助として、福祉タクシー利用券を交付する。平成 25 年度実績 交付人数 10,777 人 助成額 316,133 千円

(4) 身体障害者ハンドル形電動車いす購入費助成

補装具支給制度による電動車いすの支給又は介護保険制度による貸与が受けられない下肢障害（1～4 級）又は体幹障害を有する市民税非課税世帯等に属する身体障害者がハンドル形電動車いすを購入する際の費用の一部を助成する。平成 25 年度において実績なし。

(5) 障害者施設通所交通費助成

施設等に通っている障害者の経済的負担を軽減するために交通費の一部を助成する。

平成 25 年度実績 助成人数 延 2,002 人 助成額 55,989 千円

(6) 障害児者宿泊費助成

障害児者等が宿泊施設を利用した場合、宿泊費の一部（3,000 円 1 泊分のみ）を助成する。

平成 25 年度実績 対象者数 延 1,072 人 交付額 3,216 千円

(7) 福祉バス提供事業

市内の障害者団体等が行う研修会、社会見学等の行事にバスを提供して、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図っている。平成25年度実績 提供台数97台(日帰り91台、宿泊6台) 提供団体57団体

(8) 障害者スポーツ・レクリエーション等事業

ア 神奈川県障害者スポーツ大会・ゆうあいピック 平成25年度実績

種目	期日	場所	参加者数(人)
ボウリング(知的)	4月7日	湘南とうきゅうボウル	中止
アーチェリー(身体)	4月7日	県総合リハビリテーションセンター	中止
陸上(知的)	5月19日	県立体育センター	98
陸上(身体)	5月12日	県立体育センター	40
サッカー(知的)	5月25・26日	県立体育センター	52
バスケットボール(知的)	6月1・2日	大和市スポーツセンター	54
卓球・サウンドテーブルテニス	6月9日	寒川総合体育館	24
フライングディスク	4月21日	海老名市総合運動公園	40
水泳(身体・知的)	7月7日	さがみはらグリーンプール	81
バレーボール(知的)	8月25日	秋葉台文化会館	-
ソフトボール(知的)	10月6日	秦野市おおね公園	30

イ 全国障害者スポーツ大会(第13回)

相模原市選手団の派遣を行った。

平成25年度 開催期日：平成25年10月10日(木)～15日(火)

開催場所：東京都 相模原市選手団：44人(うち選手21人)

ウ 身体障害者作品展

平成25年度 開催期日：平成25年10月4日(金)～10月6日(日) 場所：あじさい会館6階展示室
出展作品数 482点 観客数延 244人

(9) 重症心身障害児者看護支援事業

在宅の重症心身障害児者の医療的管理の充実及びその家族の負担軽減を図るため、訪問看護の延長による支援を行うとともに、重症心身障害児者を対象とする事業者の拡充を目的とした研修を実施する。

ア 重症心身障害児(者)訪問看護支援事業 平成25年度実績 利用者数 9人 延152回

イ 在宅重症心身障害児(者)看護研修事業 平成25年度実績 10日間

(10) 共同生活介護等住居設置運営費及び家賃助成

障害者の地域における共同生活及び日常生活に必要なグループホーム等の設置費、運営費及び入所者の家賃等に対し補助金等を助成する。

平成25年度実績 グループホーム等設置費補助 新規設置数5箇所 交付額 2,344千円

家賃助成補助 対象住居数159箇所 対象者数 延4,901人 交付額 69,370千円

(11) 障害者虐待防止事業

障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)に基づき、障害者虐待の未然防止や早期発見及び対応、その後の適切な支援等を実施する。

9 障害者福祉手当等

在宅の重度障害者に対し、その重度の障害ゆえ生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者等の福祉の向上を図る。

(1) 市重度障害者等福祉手当

手当区分	障害の程度	支給額	手当区分	障害の程度	手当額
重 度	・身体障害者手帳1・2級 ・IQ35以下 ・身体障害者手帳3級でIQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級(平成19年10月から支給開始)	月額： 5,000円	中 度	・身体障害者手帳3級 ・IQ40以下 ・身体障害者手帳4級でIQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳3級(平成19年10月から支給開始)	月額： 3,000円
		延人数： 158,579人			延人数： 50,469人
		支給額： 792,895千円			支給額： 151,407千円

(2) 特別障害者等福祉手当(国)

手当種別	対象者	月額	延人数	支給額
特別障害者手当	日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の重度障害者で、重度の障害が2つ以上重なるか、それと同程度以上の者	26,260円(平成25年9月まで) 26,080円(平成25年10月以降)	4,848人	127,016千円
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害者で日常生活に常時介護を要する者	14,280円(平成25年9月まで) 14,180円(平成25年10月以降)	4,089人	58,253千円
経過的福祉手当	昭和61年3月31日において、20歳以上の従来の福祉手当受給者で、昭和61年4月1日に特別障害者手当に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者	14,280円(平成25年9月まで) 14,180円(平成25年10月以降)	474人	6,753千円

(3) 在日外国人障害者等福祉給付金

市内在住の在日外国人障害者等で国籍要件等により公的年金を受給することができない者に福祉給付金を支給し、その福祉の向上を図る。

手当区分	障害の程度	手当額	手当区分	障害の程度	手当額
重 度	・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	月額 38,000円	中 度	・身体障害者手帳3級 ・療育手帳B1 ・精神障害者保健福祉手帳2級	月額 26,000円

平成25年度実績 重度 延24人 支給額 912千円

(4) 特別児童扶養手当

精神、知的又は身体障害(内部障害を含む)等が政令で定める程度以上である20歳未満の障害児の父母、又は父母に代わってその児童を養育している方へ手当を支給し、児童の福祉増進を図る。

支給額

(平成25年9月まで)・重度障害児 1人につき月額50,400円 ・中度障害児 1人につき月額33,570円
(平成25年10月から)・重度障害児 1人につき月額50,050円 ・中度障害児 1人につき月額33,330円

対象児童数

(各年度3月末現在)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象児童数(人)	1,096	1,101	1,125

10 福祉団体等の育成

障害者福祉団体等の活動に対し補助金を交付している。

平成25年度実績 補助団体 15団体 補助金額 3,705千円

1 1 障害者施設設置運営等対策事業

(1) 障害者地域作業所運営費補助金

就労することが困難な在宅障害者が、作業活動等を通じて地域社会の一員として生活することを促進する事業を行う団体に補助金を交付している。

平成 25 年度実績 対象施設数 3 施設 交付額 26,626 千円

(2) 地域作業所等法内施設移行促進事業補助金

障害者地域作業所又は地域活動支援センターに対し、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所への移行を促進するために、移行に要する経費について補助金を交付している。

平成 25 年度実績 対象施設数 1 施設 交付額 2,822 千円

(3) 障害者就労訓練設備等整備事業補助金

障害者自立支援法に基づく就労移行支援等の事業を速やかに実施することができるような就労訓練設備等の整備費や、消防法令の改正により共同生活介護等住居に設置が義務付けられた消防用設備の整備費を助成している。平成 25 年度において実績なし。

(4) 障害福祉施設運営費補助金

相模原市の障害児者が利用する県内（市外）の福祉施設及び市内障害児入所施設の運営費に対して補助金を交付している。

平成 25 年度実績 対象施設数 16 施設 交付額 36,352 千円

(5) 障害福祉施設等施設整備事業補助金

障害福祉施設等を建設する社会福祉法人等に対し、建設費の一部を助成している。

平成 25 年度実績 対象施設数 1 施設 交付額 260,400 千円

(6) 障害児者施設建設資金借入償還金補助金

社会福祉法人が施設の建設に要する費用を独立行政法人福祉医療機構等から借り入れた場合に、その償還金の一部を助成している。平成 25 年度実績 対象施設数 11 施設 交付額 26,458 千円

(7) 障害者福祉的就労協力事業所奨励事業

障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に対し助成している。平成 25 年度実績 対象事業所数 15 事業所 対象者数 29 人 交付額 9,270 千円

(8) 障害者地域作業所等健康診断事業補助金

障害者地域作業所等の通所者及び職員の成人病の早期発見や健康の増進を図るため、健康診断受診料の実費（1人あたり限度額6,000円）の3分の2を補助金として交付している。

平成 25 年度実績 対象者数 11 人 交付額 36 千円

1 2 けやき体育館

(1) 施設の概要

- ・所在地：相模原市中央区富士見 6-6-23
- ・建物構造：鉄筋コンクリート造地上 2 階
- ・建築面積：1,297.33 m² 延床面積 1,657.64 m²

(2) 指定管理者 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

(3) 利用状況 平成 25 年度実績 利用者数 延 56,586 人（障害者 延 18,094 人）

(4) 事業内容 障害者スポーツ講座 14 講座 参加者数 延 914 人 障害者ふれあい文化講座 13 講座 参加者数 延 162 人

1 3 障害者支援センター松が丘園

(1) 施設の概要

- ・所在地：相模原市中央区松が丘 1-23-1
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階
- ・建築面積：1,171.43 m² 延床面積 2,703.45 m²

(2) **指定管理者** 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

(3) **事業内容**

- ア 障害者施設支援事業 障害者施設等の活動への支援等
- イ 障害者就労援助事業 新規就労者 56人 職場実習 延29人延172日間 就労定着支援 延2,137件
- ウ 障害者自立生活支援事業 講座等の実施 参加者数 延130人 相談事業の実施 3,387件
- エ 障害者一時ケア事業 利用者数 延1,992人
- オ 障害福祉サービス事業（多機能型事業所） 利用人数 延11,018人
（生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型の各サービスを提供している）
- カ 手話通訳者等の養成事業 受講者数 63人

14 市立上九沢身体障害者デイサービスセンター

(1) **施設の概要**

- ・所在地 相模原市緑区上九沢4（市営上九沢団地H棟と合築）
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上9階建のうち地上1階及び地下1階の一部
- ・建築面積 780.64 m²・延床面積 6,268.71 m²のうちデイサービスセンター部分721.44 m²

(2) **指定管理者** 社会福祉法人県央福祉会

(3) **利用状況** 平成25年度実績 利用人数 延5,156人

15 市立津久井障害者地域活動支援センター

(1) **施設の概要**

- ・所在地：相模原市緑区中野 1004-3
- ・建物構造：軽量鉄骨造2階建
- ・建築面積：170.05 m²
- ・延床面積：229.67 m²

(2) **指定管理者** 特定非営利活動法人竹の子作業所

(3) **利用状況** 平成25年度実績 利用人数 延3,247人

16 市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家

(1) **施設の概要**

- ・所在地：相模原市緑区久保沢 2-25-25
- ・建物構造：軽量鉄骨造1階建
- ・建築面積：338.25 m²
- ・延床面積：301.00 m²

(2) **指定管理者** 特定非営利活動法人福祉協会しろやま

(3) **利用状況** 平成25年度実績 利用人数 延5,831人

17 市立南障害者地域活動支援センター

(1) **施設の概要**

- ・所在地：相模原市南区南台 4-12-54 市営南台団地4号棟1階
- ・建物構造：鉄筋コンクリート造 地上7階建の1階
- ・延床面積：387.32 m²

(2) **指定管理者** 特定非営利活動法人エヌピーオーかむら

(3) **利用状況** 平成25年度実績 利用人数 延8,328人

18 市立緑第一障害者地域活動支援センター

(1) 施設の概要

- ・所在地：相模原市緑区与瀬 1010-1
- ・建物構造：鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・延床面積：312.78 m²

(2) 指定管理者 特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべ

(3) 利用状況 平成 25 年度実績 利用人数 延 4,391 人

19 障害者理解促進事業

内閣府が実施する障害者意識啓発事業に応募のあった心の輪を広げる体験作文・障害者週間ポスターのうち、入賞作品を展示し、市民の障害者への理解促進を図る。

平成 25 年度実績 開催期間 11 月 30 日～12 月 8 日 展示件数 ポスター13 点・作文 15 点

20 障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者の連帯と相互扶助の精神に基づき、保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が万一の際に、障害者に終身一定額の年金を支給し、生活の安定と福祉の増進に資する。

平成 25 年度実績

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

加入者数	加入口数	年金受給者数	弔慰金受給者数	脱退一時金受給者
192 人	317 口	10 人	0 人	0 人

21 障害者の就労促進事業

知的障害者を対象に、市の非常勤職員として最長 5 年間採用することにより、就労の機会拡大を図るとともに、職場適応能力を向上させることで、一般就労への可能性を高める。平成 25 年度実績 採用人数 5 人

【障害政策課】

【障害福祉サービス課】

精神保健福祉

1 精神保健福祉課

(1) 精神障害者の社会参加促進

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付する。

申請受理：各障害福祉相談課、各保健福祉課

判定：精神保健福祉センター

決定：精神保健福祉課

平成25年度申請件数 3,836件（新規・更新・変更・再交付等）

(2) 精神科医療援護

ア 市長同意

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく医療保護入院に際して、保護者がいない等の理由により市長が医療保護入院に同意する。

平成25年度同意件数 64件

イ 入退院届、定期病状報告書等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神科病院から医療保護入院者等の入院届、退院届、定期病状報告書の届出を受け、精神医療審査会に審査を依頼する。

平成25年度受理件数（入退院届） 1,391件

平成25年度受理件数（定期病状報告書） 256件

ウ 入院医療援護金

適正医療の普及や精神障害者の福祉の増進を図るため、精神科病院等に入院している精神障害者に対し、その医療費の一部を支給する。

平成25年度支給件数 472件 医療費支給額 4,720千円

エ 自立支援医療（精神通院医療）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費を支給する。

・申請受理：各障害福祉相談課、各保健福祉課

・判定：精神保健福祉センター

・決定：精神保健福祉課

平成25年度自立支援医療受給者証申請件数 13,372件（新規・更新・変更・再交付等）

支給額 1,038,505千円

(3) 精神保健福祉審議会

精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項についての調査審議等を行う。

平成25年度開催回数 2回

(4) 精神科病院の指導等

ア 精神保健指定医

精神保健指定医の申請書・変更申請・再交付申請・返納の受理、厚生労働省への進達、指定医証交付を行う。

平成25年度受付件数 8件（新規指定申請・勤務先・住所地変更等）

イ 指定病院、応急入院指定病院等の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、指定病院の指定、応急入院指定病院の指定等を行う。

平成25年度指定件数 指定病院 3件 応急入院指定病院 1件

ウ 精神科病院の指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神科病院及び一般病院で精神科病床を併設する病院における、より良い医療の提供と適正な管理運営を図るとともに、措置入院者・医療保護入院者・任意入院者の病状を把握し、入院制度の適正化を図る。

平成25年度指導病院件数 7件

(5) 精神障害者の救急医療

ア 精神科救急医療情報窓口

夜間及び休日に、自傷他害のおそれはないが精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等があった者に、必要に応じて医療機関を紹介する。神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の4県市が協調して運営している。

イ 精神科救急医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、入院させなければ精神的障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者について、精神保健指定医の診察を行い、医療及び保護の見地から望ましい場合は、入院させ、その医療費については公費負担している。365日24時間対

応するため、受入れ医療機関の確保、夜間及び休日における警察官通報窓口、移送及び診察のシステムを神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の4州市が協調して運営している。

平成25年度通報等受理件数 127件

平成25年度入院措置件数 64件 医療費（公費分） 25,868千円

(6) 自殺総合対策

ア 自殺対策協議会

相模原市における自殺の実態をふまえ、関係機関・団体との情報交換、共有と連携を通し、地域における自殺対策の社会的な取り組みの検討を行う。

平成25年度開催回数 2回

イ 自殺総合対策に係る庁内会議

自殺総合対策を推進するため、庁内会議を開催する。

平成25年度開催回数 2回（関係課長会議）

2 精神保健福祉センター

(1) 精神保健相談指導等事業

ア 精神保健相談・訪問指導事業

こころの電話相談を月～土曜日（祝日含む）の夜間に開設するとともに、専門医による思春期・ひきこもり、アルコール・薬物特定相談等を行う。

平成25年度実施状況 こころの電話相談：2,247件 特定相談：27件 その他：507件

イ 地域支援事業

精神保健福祉の専門機関として、庁内関係課及び関係機関に対して複雑困難事例の援助等、技術指導や技術支援を行う。

平成25年度実施状況 計60回

ウ 普及啓発事業

一般市民のこころの健康保持及び精神障害者の福祉の増進を図るため、メンタルヘルスに関する意識向上のための普及啓発活動を行う。

平成25年度実施状況 普及啓発事業2回 イベント協働参加4回 研修会18回

映画会1回 リーフレット等発行5種

エ 教育研修事業

教育研修の実施を通して、人材の育成及び技術指導・支援を行い相談支援体制の強化充実を図る。

平成25年度実施状況 研修会21回

オ 社会参加促進事業

精神障害者の自立と社会参加の促進のため、就労準備性を高める支援や、関係機関等を対象とした研修実施、企業等への普及啓発を行う。

平成25年度実施状況 エンパワメント講演会2回、障害受容セミナー2回、職場体験事業2回、ライフプランセミナー1回

カ ひきこもり相談・支援事業

相談会や研修会等を通じて、ひきこもり当事者や家族に対する支援を行う。

平成25年度実施状況 相談会12回、研修会1回、自助グループ支援14回

キ 自殺総合対策事業

専門電話相談、研修会、普及啓発、調査研究、自死遺族支援を通して、自殺対策に取り組む。

平成25年度実施状況 専門電話相談開設50回、自殺対策強化月間（街頭キャンペーン3駅、FM放送

による特別番組の放送、マグネットシートによる啓発、啓発コーナーの設置)、研修会 (ゲートキーパー養成等) 19 回、FM放送によるスポット放送・特別番組、遺族の集い 6 回、自殺対策ホームページの開設
ク 調査研究事業

精神保健福祉に関する諸問題について調査及び情報収集・提供を行う。

平成25年度実施状況 3本、地域における自殺の背景分析等の研究を行った。

ケ 組織育成

当事者会、家族会、ボランティア団体等への支援を行う。

平成25年度実績 当事者会支援5回、家族会支援10回、ボランティア団体支援1回 その他30回 計46回

(2) 精神医療審査会事務

精神障害者の人権擁護、適切な医療及び保護の確保のため、入院中の精神障害者の入院継続の適否等と、退院請求や処遇改善請求の審査を行う。

平成25年度実績 定期の報告等による審査842件 退院等の請求による審査15件

(3) 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療 (精神通院) の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定業務を行う。

平成25年度実績 自立支援医療 (精神通院) 判定件数: 承認6,752件、不承認4件

精神障害者保健福祉手帳 判定件数: 承認1,665件、不承認22件

【精神保健福祉課…1】 【精神保健福祉センター…2】

障 害 福 祉 相 談

1 障害福祉相談窓口の設置

市民が身近な場所で必要なサービスの提供を受けられるよう、各区に障害福祉相談課を、城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区に保健福祉課を設置して合計7か所で障害福祉相談を行っている。ここでは、障害に関する相談に対応するとともに、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付や自立支援給付、自立支援医療 (更生医療・精神通院) の申請手続きなど各種障害サービスの窓口業務を行っている。

なお、精神保健福祉相談は、各区の障害福祉相談課と津久井保健福祉課で行い、城山地区については緑障害福祉相談課で、相模湖地区、藤野地区については津久井保健福祉課で行っている。

緑区・・・緑障害福祉相談課 (緑区合同庁舎3階)

中央区・・・中央障害福祉相談課 (ウェルネスさがみはらA館1階)

南区・・・南障害福祉相談課 (南保健福祉センター3階)

城山地区・・・城山保健福祉課 (城山保健福祉センター1階)

津久井地区・・・津久井保健福祉課 (津久井保健センター1階)

相模湖地区・・・相模湖保健福祉課 (相模湖総合事務所2階)

藤野地区・・・藤野保健福祉課 (藤野総合事務所2階)

(1) 身体・知的福祉相談

ケースワーカーによる、相談等を行う。(来所及び訪問等)

・平成25年度実施状況 相談件数 35,588件

(2) 精神保健福祉相談・訪問

精神科医師、保健師、社会福祉職による精神保健福祉相談及び訪問指導を行う。

・平成25年度実施状況 相談件数 9,396件 (訪問件数831件・来所等8,565件)

(3) 申請書等受理件数 (平成25年度)

主 な 内 容	件 数
身体障害者手帳・療育手帳の交付、福祉タクシー券の交付、補装具の支給、自立支援給付の決定等	51,003
自立支援医療（精神通院）の申請	13,372
精神障害者保健福祉手帳の申請	3,836
重度障害者医療費助成 医療費支給申請等	8,249

2 精神障害者集団指導教室・家族教室の開催

精神障害者に対する集団指導教室及び、知識と理解を深めるための家族教室を開催する。

- ・平成25年度実施状況 集団指導教室（緑区のみ）48回・238人 家族の集い（うつ病）9回・65人
家族教室（統合失調症）12回・153人

3 社会復帰及び地域生活の支援

医療・保健・福祉制度やサービスに関する情報提供、再発防止と社会復帰の促進を図る。

4 精神保健普及啓発事業の実施

メンタルヘルス市民講座を開催して、精神保健思想の普及・啓発活動を行う。

- ・平成25年度実施状況 市民講座3回・288人

【中央障害福祉相談課】

障 害 者 更 生 相 談

1 障害者更生相談所の設置

政令指定都市への移行に伴い、身体障害者及び知的障害者の援護に関する専門的技術的部分を担う行政機関として、障害者更生相談所を設置した。ここでは、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする更生相談として、福祉事務所が実施する身体障害者及び知的障害者の更生援護のうち、専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定及び相談等を実施している。

2 更生相談

(1) 専門的相談・指導

ア 福祉事務所等コンサルテーション

身体障害者・知的障害者福祉の専門機関として、福祉事務所等庁内機関に対し困難事例の援助、研修の実施等を通して技術指導や助言を行う。

イ 施設コンサルテーション

市が援護の実施を行っている方が利用する身体障害者・知的障害者施設等の職員等を対象に、困難事例の援助等を通して技術指導や助言を行う。

(2) 補装具費支給判定、処方及び適合判定（肢体不自由、聴覚障害）

ア 補装具更生相談

身体障害者の福祉の向上を図るために必要な補装具の相談、支給判定、処方及び適合判定について、医師、理学療法士、言語聴覚士、ケースワーカー、補装具業者、福祉事務所等による相談会を開催する。

平成25年度実績	会場 合計	城山保健福 祉センター	緑区合同庁 舎	あじさい会 館他	南保健福祉 センター
肢体不自由補装具更生相談	463件(41回)	15件(3回)	13件(3回)	240件(23回)	195件(12回)
聴覚障害補装具更生相談	107件(12回)		20件(3回)	70件(6回)	17件(3回)

イ 補装具費支給書類判定

医学的判定書による補装具費支給の書類判定業務を行う。

平成25年度実績 267件

(3) 自立支援医療費（更生医療）支給判定

障害の除去や軽減のための医療として行われる自立支援医療費（更生医療）の支給に関する書類判定業務を行う。

平成25年度実績 73件

(4) 医学的・心理学的及び職能的判定

援助方針の検討、知的障害の確認等のため、医師、心理判定員、ケースワーカー等により医学的、心理学的及び職能的判定を行う。

平成25年度実績 11件

(5) 知的障害者の療育手帳判定

知的障害者の療育手帳の交付に関して、医師、心理判定員、ケースワーカー等が判定、再判定を行う。

平成25年度実績 新規判定 10件 再判定 129件

3 身体障害者手帳及び療育手帳の交付

(1) 身体障害者手帳交付件数

平成25年度実績 新規等交付 2,067件（年24回交付） 紛失等交付 310件（年48回交付）

(2) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の開催

身体障害者手帳の交付、身体障害者手帳判定医、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定について審査を行う。

定例会 年3回 部会 年24回

(3) 療育手帳交付件数

平成25年度実績 新規等交付 787件（年24回交付） 紛失等交付 61件（年24回交付）

【障害者更生相談所】

陽 光 園

1 概要

陽光園は障害児・者を対象とし、ライフサイクルに応じた療育・訓練・生活支援などの機能を提供することを目的として設立された。障害児・者それぞれのニーズに適応したサービスや地域生活への援助を体系的かつ計画的に推進している。

陽光園には、発達や障害に関わる相談を行う「療育相談室」、発達障害支援に関する専門機関として平成24年10月に開設した「発達障害支援センター」、就学前の障害児が通園する「第一陽光園」及び「第二陽光園」、概ね18歳以上の知的障害者が通園する「第三陽光園」があり、それぞれ自立のための支援を行っている。なお、政

令市移行に伴い、療育相談室の業務の一部を各区のこども家庭相談課療育相談班、津久井・相模湖・藤野保健福祉課に移管している。

- ・所在地 中央区陽光台3丁目19番2号
- ・開園 昭和50年4月1日
- ・構造 鉄筋コンクリート造2階建て

2 療育相談室

地域生活支援事業

障害児・者のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、陽光園の機能と各専門職を活用し、地域関係機関と連携しながら必要なサービスの提供について調整を行っている。

(1) 相談事業 (毎年3月31日現在 単位：人)

年 度	H23	H24	H25
相談・支援件数	1,116	1,707	1,490

(2) 機能訓練事業

理学療法・作業療法・言語聴覚療法等個別的な評価に基づき、機能訓練、摂食指導及び福祉機器相談等を行っている。

(3) 医療相談

小児科・小児神経科・精神科・整形外科の医師により、障害についての医学的な診断や助言等を実施している。

(4) 施設援助職員技術支援・研修事業

保育園・幼稚園・学校・児童クラブ等を訪問し、職員へ技術支援・研修を行っている。

3 発達障害支援センター

発達障害者支援事業

(1) 相談事業

発達障害に関する相談を行い、関係機関等と連携して相談者のニーズに応じた支援を行っている。

(毎年3月31日現在 単位：人)

年 度	H23	H24	H25
新規相談件数	175	※777	971

※平成24年9月以前に療育相談室で受けていた件数を含む。

(2) 発達障害者就労支援事業

成人期における発達障害者の就労支援を図るため、障害者支援センター松が丘園と連携し、発達障害の特性に応じた取組みを進めている。

(3) 発達障害啓発事業

発達障害啓発週間(4月2日の世界自閉症啓発デーから1週間)において、市民に発達障害についての普及啓発を図るためのイベント等を開催する。

- ・発達障害啓発講演会 平成26年3月9日 あじさい会館ホール 講演会
- ・市立各図書館との発達障害啓発活動 平成26年3月1日～4月11日
発達障害に関する掲示コーナー設置及び図書貸し出し“期限表”の活用(“期限表”裏面に啓発文を記載)

- ・発達障害啓発週間横断幕の掲示 平成 26 年 3 月 15 日～4 月 15 日 橋本駅北口ペDESTリアンデッキに掲示
- ・発達障害関係研修 60 回

(4) 関係機関との連絡調整等

市内の発達障害支援に関係する官民の機関で発達障害支援ネットワーク会議を設置。ライフステージ別(乳幼児期、学齢期、成人期)に開催するほか、研修や機関コンサルテーションを実施する。

- ・発達障害支援ネットワーク会議 ライフステージ別部会 3 回・全体会 1 回
- ・機関コンサルテーション 59 箇所

4 第一陽光園(福祉型児童発達支援センター) ※定員 50 人

就学前の発達支援を必要とする児童が通園する施設で、家庭との相互協力のもとに、療育を通して日常的な基本的生活習慣の自立や社会性の向上を促す支援を行っている。また、よりよい療育環境を整えるために保護者支援の充実を図っている。保育園や幼稚園との交流も積極的に行っている。

5 第二陽光園(医療型児童発達支援センター) ※定員 40 人

就学前の身体機能に障害のある児童、運動機能に遅れのある児童が通園する施設で、療育活動と機能訓練を行い、発達の促進と障害の軽減を図っている。また、よりよい療育環境を整えるために保護者支援の充実を図っている。保育園や幼稚園との交流も積極的に行っている。

6 第三陽光園(生活介護事業所) ※定員 30 人

知的障害者を対象に生活介護の事業を行うとともに、生活能力を向上させるために必要な支援を行っている。

7 その他(おもちゃライブラリー)

障害児・者等を対象に、障害の状態に適応したおもちゃ(教具類)を貸し出している。また、障害に対する理解と知識を深めるため、保護者等に専門図書及びビデオの貸し出しを行っている。

生 活 保 護

1 福祉事務所

社会福祉法第 14 条の規定に基づき設置及び所掌事務が定められており、本市では地域住民の利便とよりきめ細かい福祉行政を行うため、次の 3 つの福祉事務所を設置している。

	緑福祉事務所 〔緑区合同庁舎内他〕 (緑生活支援課、緑障害福祉相談課、 緑高齢者相談課、緑こども家庭相談課、 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相 模湖保健福祉課、藤野保健福祉課)	中央福祉事務所 〔あじさい会館内他〕 (中央第 1 生活支援課、中央第 2 生活支援課、中央障害福祉相 談課、中央高齢者相談課、中央 こども家庭相談課)	南福祉事務所 〔南保健福祉センター内〕 (南生活支援課、南障害福祉相 談課、南高齢者相談課、南こど も家庭相談課)
所管区域	緑区の区域	中央区の区域	南区の区域
設置年月	平成 22 年 4 月	昭和 29 年 11 月	昭和 52 年 7 月
所掌事務	生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法並びに 児童福祉法に定める援護、育成又は更生、その他の社会福祉に関する事務		

2 生活保護制度と自立支援の取組

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき国が直接その責任において、生活に困窮するすべての国民に対して最低限度の生活を保障するとともに、自力で社会生活に適応した生活を営むことができるよう支援することを目的としている。この最低限度の生活は、健康で文化的な生活を維持できるものでなければならないとし、厚生労働大臣が保護基準を定めている。生活保護基準の改正が平成 25 年 8 月から 3 年程度かけて段階的に実施されており、同月における標準 3 人世帯(男 33 歳、女 29 歳、子 4 歳)の生活扶助基準額は 159,860 円となっている。

また、生活保護受給者の自立支援については、平成 18 年 1 月に「生活保護自立支援プログラム取組方針」を策定し、受給者の抱える様々な課題の解消に向け、個々の状況に合ったきめ細かな支援を図っている。平成 25 年度も、日常生活や健康管理等への支援のほか、就労意欲の喚起を図りながら就労支援の一層の充実・強化に取り組むとともに、ボランティア活動や就労体験等の提供による社会生活や日常生活能力の向上、子ども(中学生)・若者への学習支援・学びなおし、社会性や他者との関係を育むための支援等を全区で実施した。

3 生活保護の状況 (平成 25 年度 月平均)

被保護世帯数	9,198 世帯	住宅扶助人員	12,359 人
被保護実人員	13,453 人	教育扶助人員	1,352 人
保護率	1.87%	介護扶助人員	1,393 人
生活扶助人員	12,238 人	医療扶助人員	12,071 人

4 保護費の内訳 (平成 25 年度 決算額)

(単位：千円 (%))

保護費総額	20,882,417 (100)	介護扶助	441,306 (2.1)
生活扶助	7,841,669 (37.6)	医療扶助	7,913,261 (37.9)
住宅扶助	4,348,187 (20.8)	その他の扶助	142,120 (0.7)
教育扶助	167,234 (0.8)	施設事務費	28,640 (0.1)

5 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の自立支援策の推進を図るため、生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることから、国のモデル事業を活用し、南区で自立支援相談窓口を開設し、個々の状況に応じた支援を実施した。

【地域福祉課】